

津 市 公 報	第 420 号 令和5年6月20日
目 次	
津市条例	
津市市税条例の一部を改正する条例	
津市告示	
津市議会の招集	
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の廃止	
公示送達	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
指定緊急避難場所の指定及び指定の取消し	
コミュニティバス（北西部地域（安濃地域））の使用料徴収事務の一部委託	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	

津 市 公 報	第 420 号 令和5年6月20日
目 次	
津市条例	
津市市税条例の一部を改正する条例	
津市告示	
津市議会の招集	
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の廃止	
公示送達	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
指定緊急避難場所の指定及び指定の取消し	
コミュニティバス（北西部地域（安濃地域））の使用料徴収事務の一部委託	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	

保育施設利用者負担額等収納事務の一部委託

津市公告

負傷動物の収容

開発行為に係る工事の完了

三重短期大学学務等電算処理システム導入業務、機器等賃貸借及び運用サポート業務委託に係るプロポーザルの実施

負傷動物の収容

津市基盤情報ネットワークシステム更新業務、運用保守業務等に係るプロポーザルの実施

動産に係る公売公告兼見積価額公告

令和5年5月分津市農用地利用集積計画の決定

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

道路位置の指定

負傷動物の収容

ボートレース津オフィシャルホームページ等リニューアル業務及び新ホームページ等運用管理業務に係る公募型プロポーザルの実施

津市上下水道事業公告

建設工事等に係る条件付一般競争入札の執行

建設工事等に係る条件付一般競争入札の執行

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告

津市議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告

津市波瀬財産区議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市監査委員告示

措置通知の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 13 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「当該年度の初日に」を「同日に」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項中「によって」を「により」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第18項を次のように改める。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は3分の1

とする。

附則第 10 条の 3 第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 15 条の 2 を削る。

附則第 15 条の 2 の 2 第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改め、同条を附則第 15 条の 2 とする。

附則第 15 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 16 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第 44 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3, 90

０円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア（ウ）a中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア（ウ）a中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第３項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

附則第２６条中「第１０項、第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項」を「第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第８２条第１号エの改正規定及び附則第４条第１項の規定（この条例による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）附則第１６条の２第３項に係る部分を除く。） 令和５年７月１日
- (2) 第３４条の７第２項並びに第３８条の見出し及び同条第１項の改正規定、同条に１項を加える改正規定並びに第４１条、第４４条、第４７条、第４７条の２及び第４７条の６の改正規定並びに附則第１５条の２の２の改正規定（同条第４項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める部分に限る。）及び附則第１６条の２第３項の改正規定並びに次条第１項並びに附則第４条第１項（新条例附則第１６条の２第３項に係る部分に限る。）

及び第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「3号施行日」という。）以後に支払を受けるべき津市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項に規定する申告書について適用し、3号施行日前に支払を受けるべき給与について提出した同項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日の前日までに完了した地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）による改正後の地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る新条例附則第10条の3第11項の規定の適用については、同項中「当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日」とあるのは「津市市税条例の一部を改正する条例（令和5

年津市条例第13号)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)」
と、同項第5号中「当該工事が完了した日」とあるのは「施行日」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の津市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「2号施行日」という。)以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、2号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

津市告示第 1 7 0 号

令和 5 年第 2 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 6 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和 5 年 6 月 8 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 1 7 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び同法第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号及び同法第 1 1 5 条の 2 0 第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
有限会社 二神
- 2 事業所の名称
デイサービス コロナ
- 3 事業所の所在地
津市大里窪田町 1 7 0 6 番地 2 6
- 4 廃止年月日
令和 5 年 5 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和5年6月1日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本、配当計 算書謄本及び充当通知 書

津市告示第 1 7 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

栗加区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 7 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年安濃町告示第 2 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

妙法寺自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 7 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 8 年津市告示第 7 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

浄土寺自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 7 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型（介護予防）サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 第 1 号及び同法第 1 1 5 条の 2 0 第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
地域ケア株式会社
- 2 事業所の名称
グループホームとのむら
- 3 事業所の所在地
津市殿村 1 5 5 3 番地 グループホームとのむら内（東棟）
- 4 指定年月日
令和 5 年 7 月 1 日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

津市告示第 1 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 2 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

下多気区

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 7 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 8 年美杉村告示第 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

上多気区

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 7 9 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

また、同法第 4 9 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定緊急避難場所の指定

施設・場所 名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫	火山 現象
パナソニッ ク株式会社 エレクトリ ックワーク ス社 津工場 厚 生会館	津市藤方 1 6 6 8					○			
みえ医療福 祉生活協同 組合レイ ンボーセン ター	津市船頭町 3 4 5 3					○			

2 指定緊急避難場所の指定の取消し

種類	避難場所	所在地
津波避難ビル	パナソニック(株)ライフソリューションズ社 津工場 厚生会館	津市藤方 1 6 6 8
津波避難協力ビル	津生協病院附属診療所	津市船頭町 3 4 5 3

津市告示第 180 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス北西部地域（安濃地域）の使用料

2 委託先

河芸タクシー有限会社

津市河芸町東千里 132 番地 5

3 委託期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

津市告示第 1 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 8 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

地家区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 8 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 8 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

馬場区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 8 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 8 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

高砂区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 184 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 90 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

砂原区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 185 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 91 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

小松区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 8 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 9 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

川原区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 8 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 9 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

桜町区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 8 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 9 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

稲葉区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 8 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 9 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

浜浦区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 9 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 5 年一志町告示第 3 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

片山自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 9 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 9 年一志町告示第 3 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

室ノ口自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 9 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 1 年一志町告示第 2 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

野口自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 9 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年一志町告示第 1 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

中村自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 9 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年一志町告示第 2 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

岩垣内自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 9 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年芸濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

北神山区自治会

※ 区域の変更

津市告示第 1 9 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 8 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

八知区

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 9 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び同法第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号及び同法第 1 1 5 条の 2 0 第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
日本理化 G R O U P 株式会社
- 2 事業所の名称
グループホームはつらつ
- 3 事業所の所在地
津市芸濃町棕本 5 4 8 1 番地 2
- 4 廃止年月日
令和 5 年 6 月 3 0 日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

津市告示第 1 9 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 3 年津市告示第 2 5 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

豊野連合自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 9 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 6 年一志町告示第 1 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

遠河自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 2 0 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年美杉村告示第 1 2 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

下之川区

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 2 0 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 1 年白山町告示第 7 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

白山町上ノ村自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 2 0 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
久居北口町地内	1	令和 5 年 4 月 2 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 5 年 5 月 1 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 5 年 5 月 1 日
高茶屋小森上野町地内	1	令和 5 年 5 月 2 日
上浜町六丁目地内	1	令和 5 年 5 月 1 0 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 5 年 5 月 1 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 5 年 5 月 1 1 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 5 年 5 月 1 5 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 5 年 5 月 2 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 5 年 5 月 2 2 日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	9	令和 5 年 5 月 2 2 日
アスト公共自転車等駐車場	7 2	令和 5 年 5 月 2 6 日
南が丘駅東公共自転車等駐車場	1 4	令和 5 年 5 月 2 6 日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	5	令和 5 年 5 月 2 6 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 0 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社 Dots And Lines
- 2 事業所の名称
居宅介護支援事業所 ひとりひとり
- 3 事業所の所在地
津市久居西鷹跡町 3 9 6 番地 1 1 B
- 4 指定年月日
令和 5 年 7 月 1 6 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示 204 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 5 項の規定に基づき利用者負担額等収納事務の一部を委託したので、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）附則第 8 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 収納する利用者負担額等
津市保育施設利用者負担額等

2 委託先
別表のとおり

3 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

別表

法人の名称	施設の名称	施設の所在地
社会福祉法人白蓮福祉会	白塚愛児園	津市白塚町 5 3 3 4 番地
社会福祉法人白蓮福祉会	津愛児園	津市桜橋三丁目 4 5 番地 1
社会福祉法人清泉福祉会	清泉愛育園	津市南丸之内 8 番 6 1 号
社会福祉法人諦聴会	三重保育院乳児保育所	津市柳山津興 3 3 1 0 番 地 1
社会福祉法人鈴の木会	片田保育園	津市片田志袋町 3 8 4 番 地
社会福祉法人桃郷福祉会	つ保育園	津市藤方 2 6 7 0 番地
社会福祉法人泉福祉会	泉ヶ丘保育園	津市野田 2 1 番地 8 1 7
社会福祉法人津栄社会福 祉事業協会	大里保育園	津市大里睦合町 6 0 9 番 地 1
社会福祉法人若草福祉会	公園西保育園	津市長岡町 9 番地 3
社会福祉法人洗心福祉会	豊野保育園	津市一身田豊野 1 9 7 9 番地 1
社会福祉法人島井福祉会	ひかり保育園	津市半田 1 4 4 2 番地 1
社会福祉法人三重清暉会	志登茂保育園	津市一身田平野 3 6 1 番 地 1
社会福祉法人上浜福祉会	上浜保育園	津市一身田中野 4 2 3 番 地 1
社会福祉法人洗心福祉会	はなこま保育園	津市高茶屋小森町 4 1 5 9 番地
社会福祉法人自由学苑福 祉会	久居保育園	津市久居西鷹跡町 3 6 5 番地 1 1
社会福祉法人三鈴会	さくら保育園	津市河芸町影重 1 1 4 0 番地 1
社会福祉法人ライト	美里さつき保育園	津市美里町五百野 1 6 1 7 番地 1
社会福祉法人洗心福祉会	第二はなこま保育園	津市高茶屋小森上野町 7 7 8 番地

社会福祉法人自由学苑福祉会	大川乳幼児保育園	津市大谷町 2 4 0 番地
社会福祉法人洗心福祉会	つまちなか保育園	津市大門 7 番 1 5 号 津 センターパレス 4 階

津市公告第 7 6 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和 5 年 6 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 5 年 5 月 3 0 日	津市高茶屋 4 丁目	猫（雑種）	茶トラ短	不明	小	9 1 日未満	

2 収容期間 令和 5 年 6 月 5 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 7 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 5 年 5 月 3 1 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市桜田町 1 0 4 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市渋見町 4 1 0 番地 9
株式会社プラスワン
代表取締役 藤松 秀樹

津市公告第 7 8 号

三重短期大学学務等電算処理システム導入業務、機器等賃貸借及び運用サポート業務委託に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

令和 5 年 6 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

(1) 業務名

三重短期大学学務等電算処理システム導入業務、機器等賃貸借及び運用サポート業務委託

(2) 履行期間

ア 三重短期大学学務等電算処理システム導入業務

契約締結日から令和6年11月30日まで

イ 三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借及び三重短期大学学務等電算処理システム運用サポート業務

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

なお、令和6年11月30日午後5時までにセットアップを終了の上、安定稼働できる状態にすること。

(3) 提案上限額 53,515,000円（消費税及び地方消費税を含まない額）

内訳

三重短期大学学務等電算処理システム導入業務

18,115,000円

三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借

14,400,000円

三重短期大学学務等電算処理システム運用サポート業務

21,000,000円

※ 消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）とする（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

(4) 実施形式 公募型企画提案（プロポーザル）方式

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者（以下「単独事業体」という。）若しくは、地元事業者（津市に本店又は支店等を有する者）と他の事業者とのコンソーシアム方式※（以下「共同の事業体」という。）であり、代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業体であること。

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
 - イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
 - ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑(登録)証明書
- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税(支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でな

いこと。

- (8) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (9) 本企画提案告知日を起点として過去１０年以内に本学と同規模、またはそれ以上の規模を有する学務等電算処理システムの導入またはシステム更新完了実績を有すること。

◎三重短期大学基礎数値一覧（年間）

在学生数	約７００名
うち 卒業予定者数	約３５０名
教職員数	約１５０名
学校推薦型選抜志願者数	約１５０名
関連分野特別選抜志願者数	約 ２０名
一般選抜志願者数	約２００名
社会人特別選抜志願者数	約 ２０名
大学入試共通テスト利用選抜志願者数	約１５０名

3 プロポーザル実施スケジュール（案）

公告	令和５年６月 ６日（火）
実施要領等の配布	令和５年６月 ６日（火）から ６月３０日（金）午後３時まで
参加表明書提出期限	令和５年６月３０日（金）午後３時まで
質問書の受付	令和５年６月 ６日（火）から ６月１６日（金）午後３時まで

質問書の回答期限	令和５年６月２３日（金）
企画提案書等提出期限	令和５年７月５日（水）午後３時まで
第１次審査（書面審査）	令和５年７月１２日（水）
第１次審査結果通知	令和５年７月１９日（水）までに
第２次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和５年７月２４日（月）
審査結果通知	令和５年７月２６日（水）以降速やかに

４ 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

５ 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、三重短期大学学務等電算処理システム導入業務、機器等賃貸借運用サポート業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

６ 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

７ その他

本プロポーザルに関する詳細は、「三重短期大学学務等電算処理システム導入業務、機器等賃貸借及び運用サポート業務に係るプロポーザル実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市立三重短期大学学生部

電話 ０５９－２３２－２３４１

FAX ０５９－２３２－９６４７

津市公告第 7 9 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和 5 年 6 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 5 年 6 月 5 日	津市白塚町	猫（雑種）	キジトラ短	メス	小	9 1 日未満	

2 収容期間 令和 5 年 6 月 8 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 8 0 号

津市基盤情報ネットワークシステム更新業務、運用保守業務等について、別紙のとおり公募型企画提案を実施するので、公告します。

令和 5 年 6 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市基盤情報ネットワークシステム更新業務、運用保守業務等に係る公募型企画提案について

1 業務概要

(1) 業務名

津市基盤情報ネットワークシステム更新業務、運用保守業務等

(2) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

(3) 提案上限額（消費税額を含まない金額）

（単位：千円）

業務名	令和5年度	令和6年度	令和7年度から 令和11年度まで （1年度当たり）
基盤情報ネットワークシステム更新業務	163,100	69,400	—
基盤情報ネットワークシステム運用保守業務	—	—	90,360
基盤情報ネットワークシステム関連機器等賃貸借	—	—	248,040

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、津市に本店又は支店等を有する事業者（共同の実施体制を可とする）、若しくは、地元事業者（津市に本店又は支店等を有する）と他の事業者との共同の業務実施体制であり、事業者（共同の実施体制の場合は代表となる事業者）は以下の参加資格要件全てを満たし、代表となる事業者以外の事業者は以下の(1)～(9)の参加要件を満たすこと。なお、参加申込書の提出から契約を締結するまでの間に要件を満たすことができなくなった場合は失格とする。

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうち法人に

あつてはオ及びキ、個人にあつてはカ及びクを提出し確認を受けること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 本公告から第2次審査までの間において津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (5) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年訓３４号）別表に該当しないこと。
- (8) ISO/IEC27001（ISMS）の認証又はプライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマーク使用許諾を受けていること。
- (9) 自治体情報セキュリティ強靱化モデルに準拠したネットワーク（人口１０万人以上）の導入実績を有すること。

3 企画提案実施スケジュール

本企画提案は、以下の日程で行う。

公告	令和５年６月９日（金）
実施要領等の配布	令和５年６月９日（金）から ６月２３日（金）午後４時まで
参加申込書提出期限	令和５年６月２３日（金）午後４時まで
質問書の受付	令和５年６月９日（金）から ６月３０日（金）午後４時まで
質問書の回答期限	令和５年７月６日（木）
提案書提出期限	令和５年８月８日（火）午後４時まで
第１次審査（書面審査）	令和５年８月９日（水）から ８月１７日（木）まで
第１次審査結果通知	令和５年８月２４日（木）まで

第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和5年9月29日（金）
審査結果通知	令和5年10月5日（木）以降1週間以内

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、津市基盤情報ネットワークシステム更新業務、運用保守業務等に係るプロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本企画提案に関する詳細は、「津市基盤情報ネットワークシステム更新業務、運用保守業務等に係るプロポーザル実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市総務部デジタル改革推進課

電話 059-229-3118

FAX 059-229-3119

津市公告第 8 1 号

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 6 8 条第 6 項、第 3 7 3 条第 7 項及び第 4 6 3 条の 2 7 第 6 項の規定において、その例によることとされている国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 5 条及び第 9 9 条の規定に基づき公告します。

令和 5 年 6 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 日 時	公売参加申込期間	令和5年6月9日13時00分から 令和5年6月27日23時00分まで		
	入 札 期 間	令和5年7月4日13時00分から 令和5年7月6日23時00分まで		
公 売 の 場 所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネットオークションシステム上		
公 売 の 方 法		期間競り売り		
最高価申込者の決定の日時		令和5 年7月7日	10時00分	最高価申込者の決定の場所 津市政策財務部収税課
売却決定の日時		令和5 年7月7日	17時00分	売却決定の場所 津市政策財務部収税課
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限		令和5 年7月14日	14時30分	
公 売 保 証 金 の 納 付 の 期 限		令和5 年6月27日	23時00分	
公 売 保 証 金		別紙のとおり		見 積 価 額 別紙のとおり
公 売 財 産 上 の 質 権 者、抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。		
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		差押財産を換価される滞納者(その依頼人を含む)及び税務職員並びに国税徴収法第108条第1項各号に該当する者は、買受人となる資格がありません。		
公 売 財 産 の 表 示		別紙のとおり		
そ の 他 の 事 項		「津市インターネット公売ガイドライン」(津市役所政策財務部収税課備付)のとおり		

(注)公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額又は買受申込価額をもって行います。

公 売 財 産 の 表 示 、 公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額

売却区分 番 号	名 称 、 数 量 、 性 質 及 び 所 在 公 売 財 産 上 の 賃 借 権 等 の 権 利 の 内 容	公売保証金	見積価額	その他 事 項
TN05-01	別紙「公売財産概要書」のとおり			

公売財産概要書

売却区分番号	公売財産(基本情報)	見積価格	公売保証金額
TN05-01	1.品番ZW601B 2.サイズ2055×620×340mm(高さ×幅×奥行き) 台:50×700×390mm(高さ×幅×奥行き) 重量本体:42.0kg(台:7.0kg) 3.材質木枠(マホガニー・しな合板濃茶木地塗装光沢仕上げ・一部木象嵌つき板貼り) 前面(上):ガラス 前面扉(下)カットガラス 4.付属品親機(タイムリンク送信機) 無線規格特定小電力無線	993,000円	100,000円
公売財産 (基本情報) 共通	5.保管状況 津市役所において保管しています。 6.上記のサイズ、重さは職員による計測で正確なサイズ、重さを保証するものではありません。 7.裏面と側面に多少の傷があります。 8.画像は撮影の状況やご覧になるパソコンによって実際と色合いが異なる場合があります。 9.公売財産は買受代金納付時の現況有姿にて引渡します。 10.原則として公売財産の引渡は津市役所で行います。輸送による引渡を希望する場合、原則として津市役所が指定する輸送会社による『着払い』発送となります。 11.落札者が公売財産の梱包、輸送等の手配を輸送業者に依頼する場合は津市役所までご連絡ください。 12.輸送費用等は落札者の負担となります。 13.津市役所では、輸送費用の立替払い、直接引渡時や輸送発送時の梱包等はいりません。各輸送業者によく確認のうえ手配してください。 14.いかなる理由であっても、引渡した公売財産の返品・交換はできません。 15.引渡の期限は、売却決定後から1か月以内です。引き取りがない場合は、津市役所で処分します。 16.参加申込期間中、公売財産の下見ができます。事前にご連絡いただければ随時対応します。 17.公売財産の状況などを正確に把握されるために、実物をご確認されることをお勧めします。		

津市公告第 8 2 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）
附則第 5 条の規定により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和
5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項に基づき、津市農用地利用集積計画を定
めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 8 3 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 6 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

505061201

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課	農業基盤整備課		
業 務 名	令和5年度農基林振補第1－1号 林道桑俣線1号橋及び林道大掠谷線1号橋橋梁長寿命化修繕詳細設計業務委託					
業 務 場 所	津市 一志町波瀬		地内			
業 務 概 要	橋梁補修設計 2橋					
期 間	契約締結の日から 令和5年10月31日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント		部 門	鋼構造及びコンクリート
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	7,760,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

505061202

公 告 日	令和5年6月12日	業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和5年度建整橋維補第1－4号 美杉町竹原洞門修繕詳細設計業務委託				
業 務 場 所	津市 美杉町竹原	地内			
業 務 概 要	シェッド補修設計 一式				
期 間	契約締結の日から 令和6年2月29日 まで				
発 注 業 種	土木関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント	部 門	鋼構造及びコンクリート
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	当該部門 における 営業収入 金額要件	東海三県（三重 県、愛知県、岐阜 県）内本店又は支 店等	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件	過去10年間（平成25年度以降）に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり シェッドの詳細設計業務			
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）		
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 Tel059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	7,111,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505061203

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和5年度建整道維補第1－5号 市道稲葉5号線ほか3線路線測量業務委託					
業 務 場 所	津市 香良洲町		地内			
業 務 概 要	現地測量 一式 路線測量 一式					
期 間	契約締結の日から 令和5年11月2日 まで					
発 注 業 種	測量					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	測量		部 門	測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	測量士（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後5時 まで （指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	8,172,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

505061204

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和５年度建整道維補第１－６号 佐田三ヶ野線法面对策地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市　白山町佐田		地内			
業 務 概 要	機械ボーリング 12m					
期　　　間	契約締結の日から 令和5年10月27日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	地質調査		部門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
		市内支店等		営業収入金額が５億円以上であること		
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から　　　　　令和5年6月23日　　　　　まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から　　　　　令和5年6月23日　　　　　まで				
	販 売 店	創作工房ネオ　津市一志町井関96－１　TEL059-293-6100				
設計図書等 に 関 す る 質　　　問	提 出 期 限	令和5年6月15日　　　　　午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月20日　　　　　ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎７階）　F A X　059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便（株）津中央郵便局 留　津市役所　調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）７階　入札室					
予 定 価 格	4,941,000 円　（税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

505061205

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和5年度営教総第1－19号 津市立育生小学校改修工事に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 下弁財町津興		地内			
業 務 概 要	機械ボーリング 32m					
期 間	契約締結の日から 令和5年10月2日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登 録 要 件	業 種	地質調査		部 門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所 在 地 要 件	市内本店				
	当 該 部 門 に お け る 営 業 収 入 金 額 要 件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同 種 業 務 実 績 要 件					
	技 術 者 要 件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
そ の 他 要 件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	4,481,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

505061206

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和5年度営教総第1－22号 津市立橋北中学校改修工事に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 桜橋二丁目		地内			
業 務 概 要	機械ボーリング 32m					
期 間	契約締結の日から 令和5年10月2日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登 録 要 件	業 種	地質調査		部 門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所 在 地 要 件	市内本店				
	当 該 部 門 に お け る 営 業 収 入 金 額 要 件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同 種 業 務 実 績 要 件					
	技 術 者 要 件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
そ の 他 要 件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	4,455,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

505061207

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和５年度営生学第１－２４号 誠之放課後児童クラブ新築工事に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 久居西鷹跡町		地内			
業 務 概 要	機械ボーリング 15m					
期 間	契約締結の日から 令和5年10月2日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	地質調査		部門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－１ TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎７階） F A X 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前10時10分 津市役所（本庁舎）７階 入札室					
予 定 価 格	3,842,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

505061208

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課		営繕課	
業 務 名	令和５年度営教総第１－２３号 津市立白山中学校改修工事に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市　白山町川口		地内			
業 務 概 要	機械ボーリング 10m					
期　　　間	契約締結の日から 令和5年10月2日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	地質調査		部門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から　　　　　令和5年6月23日　　　　　まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から　　　　　令和5年6月23日　　　　　まで				
	販 売 店	創作工房ネオ　津市一志町井関96－１　Tel.059-293-6100				
設計図書等 に 関 す る 質　　　問	提 出 期 限	令和5年6月15日　　　　　午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月20日　　　　　ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）　　F A X　059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便（株）津中央郵便局 留　津市役所　調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前10時20分 津市役所（本庁舎）7階　入札室					
予 定 価 格	3,651,000 円　（税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

505061209

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和5年度営教総第1－21号 津市立明合小学校改修工事に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 安濃町栗加		地内			
業 務 概 要	機械ボーリング 9m					
期 間	契約締結の日から 令和5年10月2日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	地質調査		部 門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後5時 まで （指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	3,439,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

505061210

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課		営繕課	
業 務 名	令和５年度営教総第１－２０号 津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 片田井戸町		地内			
業 務 概 要	機械ボーリング 7m					
期 間	契約締結の日から 令和5年10月2日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	地質調査		部門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－１ TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎７階） F A X 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前10時40分 津市役所（本庁舎）７階 入札室					
予 定 価 格	3,357,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

505061211

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和5年度北道維第3号 河芸町上野及び河芸町東千里地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 河芸町上野及び河芸町東千里 地内				
工 事 概 要	表層 57m2 側溝工 60m 集水桝・マンホール工 3箇所				
工 期	契約締結の日から 令和5年10月16日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】芸濃・安濃	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	4,921,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 <u>・本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。</u> <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u>				

事後審査型条件付一般競争入札

505061212

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道維第3号 庄田町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 庄田町		地内		
工 事 概 要	表層 25m2 側溝工 64m 集水桝・マンホール工 1箇所				
工 期	契約締結の日から 令和5年10月13日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居	【格付】D・C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前11時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	3,858,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505061213

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和5年度北道維第4号 東古河町及び西古河町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 東古河町及び西古河町		地内		
工 事 概 要	表層 18m2 側溝工 44m				
工 期	契約締結の日から 令和5年9月25日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	開札後に公表(ただし、落札候補者がいない場合を除く)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・本件は予定価格を事後公表(開札後に公表)する試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

505061214

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和5年度北道維第2号 芸濃町北神山地内道路改修（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 芸濃町北神山		地内		
工 事 概 要	表層 730m2 基層 713m2				
工 期	契約締結の日から 令和5年9月4日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】一志・白山・美杉	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午後1時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	8,529,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505061215

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	令和5年度住第2－1号 津市市営藤ヶ丘団地10号及び11号屋根等修繕				
工 事 場 所	津市 芸濃町中縄		地内		
工 事 概 要	修繕 (屋根修繕、塗装修繕) ※上記に係る屋根修繕等 一式				
工 期	契約締結の日から 令和5年9月20日 まで				
発 注 業 種	屋根				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】A1・A2	
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2	
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午後1時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	5,458,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	無				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505061216

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	令和5年度住第2－2号 津市市営青木団地32号及び33号屋根等修繕				
工 事 場 所	津市 芸濃町中縄		地内		
工 事 概 要	修繕 (屋根修繕、塗装修繕) ※上記に係る屋根修繕等 一式				
工 期	契約締結の日から 令和5年9月20日 まで				
発 注 業 種	屋根				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A 1 ・ A 2	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月23日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月15日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年6月23日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年6月28日 午後2時00分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室				
予 定 価 格	4,735,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505061217

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和５年度建整橋維補第１－３号 5055-1号橋ほか２橋橋梁修繕詳細設計業務委託					
業 務 場 所	津市 美杉町川上ほか３町		地内			
業 務 概 要	橋梁補修設計 ３橋					
期 間	契約締結の日から 令和6年3月15日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	鋼構造及びコンクリート
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
		市内支店等		営業収入金額が２億５千万円以上であること		
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMの いずれかの者(本市発注業務における専任配置)			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はＲＣＣＭのいずれかの者			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－１ Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月21日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月26日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎７階） F A X 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月30日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年7月5日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）７階 入札室					
予 定 価 格	20,898,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・本件は津市公契約条例第６条の２第１項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和５年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

505061218

公 告 日	令和5年6月12日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和5年度建整道維補第1－4号 市道稲葉5号線ほか3線道路詳細設計業務委託					
業 務 場 所	津市 香良洲町		地内			
業 務 概 要	道路詳細設計 一式					
期 間	契約締結の日から 令和6年1月19日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント		部 門	道路
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が5億円以上であること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)			
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月21日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和5年6月26日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和5年6月30日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年7月5日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	10,221,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・本件は津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 <u>労働環境の確保に係る誓約事項及び令和5年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。</u>					

事後審査型条件付一般競争入札

505061219

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和５年度北道新補第１号 船頭町垂水線道路改良工事				
工 事 場 所	津市 藤枝町ほか２町		地内		
工 事 概 要	表層 1, 880m2 側溝工 752m 集水桝・マンホール工 29箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年2月22日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	Ａ１・Ａ２			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件	事後審査時点で建設キャリアアップシステム事業者登録が完了していること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日		まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日		まで	
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月21日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年6月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年6月30日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年7月5日 午前9時30分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室				
予 定 価 格	55,536,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件は建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行案件です。 建設キャリアアップシステム活用モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。 ・本件は週休２日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 週休２日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

505061220

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道維環第2号 桜茶屋第13号線ほか3線道路整備工事				
工 事 場 所	津市 高茶屋二丁目		地内		
工 事 概 要	側溝工 272m 集水桝・マンホール工 6箇所 表層 134m ²				
工 期	契約締結の日から 令和5年12月8日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月21日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年6月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年6月30日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年7月5日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	17,593,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・<u>本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。</u> <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u>				

事後審査型条件付一般競争入札

505061221

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道新第2号 八手俣川向線道路改良（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 美杉町八手俣		地内		
工 事 概 要	表層 9, 140m2				
工 期	契約締結の日から 令和6年1月15日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月21日 午後5時 まで （指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和5年6月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和5年6月30日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年7月5日 午前10時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	52,167,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

505061222

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道新第1号 飯垣内中太郎生線道路改良（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 美杉町太郎生		地内		
工 事 概 要	表層 2,760m ² コンクリート路面 825m ²				
工 期	契約締結の日から 令和5年11月30日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月21日 午後5時 まで （指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和5年6月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和5年6月30日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年7月5日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	30,397,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505061223

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和５年度南道維第２号 香良洲町地内道路改修（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 香良洲町		地内		
工 事 概 要	切削オーバーレイ 1300m2				
工 期	契約締結の日から 令和5年9月22日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】Ｂ・Ａ	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－１ TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月21日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和5年6月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和5年6月30日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年7月5日 午前10時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	開札後に公表（ただし、落札候補者がいない場合を除く）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ <u>本件は予定価格を事後公表（開札後に公表）する試行案件です。</u>				

事後審査型条件付一般競争入札

505061224

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和5年度建整公園補第1号 香良洲高台防災公園整備工事				
工 事 場 所	津市 香良洲町		地内		
工 事 概 要	天然芝舗装 19,340m ² 側溝工 134m ベンチ・テーブル工 9基 四阿工 1基 耐震性防火水槽工 1基				
工 期	契約締結の日から 令和6年2月29日 まで				
発 注 業 種	造園				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年6月21日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年6月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年6月30日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年7月5日 午前11時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	117,979,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

505061225

公 告 日	令和5年6月12日		工 事 担 当 課	建設整備課		
工 事 名	令和5年度建整道維補第2号 香良洲町地内道路改修工事					
工事場所	津市 香良洲町		地内			
工事概要	路床盛土工 980m3 側溝工 1,636m 集水桝・マンホール工 28箇所 下層路盤 5,758m2 上層路盤 5,240m2 表層 5,993m2 縁石工 217m					
工 期	契約締結の日から起算して235日間					
発注業種	土木一式					
参加資格に関する事項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1・A2				
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】		【格付】	
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
	その他要件					
総合評価落札方式に関する事項	総合評価方式の類型	工事成績重視型(津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号)				
	評価項目、評価の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり				
	総合評価点の算出	加算方式: 総合評価点=価格点(80点満点)+価格以外の評価点(20点満点) 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア. 入札価格>低入札価格調査基準価格の場合 価格点=80点×失格基準価格÷{失格基準価格+(低入札価格調査基準価格-失格基準価格)÷10+(入札価格-低入札価格調査基準価格)} イ. 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 価格点=80点×失格基準価格÷{失格基準価格+(入札価格-失格基準価格)÷10}				
	評価方法及び落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとする。				
	【提出資料】 評価項目算定資料	評価項目算定資料届出書				【第1号様式】
		施工実績評価資料(同種・同規模工事実績に関する資料)				【第5号様式】
		社会貢献に関する資料 (障がい者雇用状況報告書等の写し、労働安全衛生マネジメント認証(写))				【添付資料】
		市内本店業者施工率評価資料				【別紙様式】
		手持ち工事量評価資料				【別紙様式】
		配置予定技術者評価資料(配置予定技術者の工事施工実績に関する資料)				【第6号様式】
		配置予定技術者評価資料(加盟団体が発行した学習履歴証明書等の写し)				【添付資料】
		配置予定技術者評価資料(配置予定技術者の保険証や資格証等の写し)				【添付資料】
その他に関する資料(建設キャリアアップシステム評価資料)					【別紙様式】	
その他に関する資料 (建設キャリアアップシステムへの事業者登録完了を証明する資料)					【添付資料】	
価格以外の評価点の公表(審査結果)	令和5年7月4日 津市HP「入札・契約」にて公表					
審査結果照会	令和5年7月6日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。					

評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法		持参に限る
	提出期限		令和5年6月30日 午後5時 ※期限を過ぎての提出は受け付け致しません。
	提出先		調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで	
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100	
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和5年6月21日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	令和5年6月26日 ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入札方法等	提出方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	令和5年6月30日 必着	
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時 及び場所	令和5年7月7日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予定価格	116,695,000 円（税抜き）		
低入札価格 調査基準価格	有	本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。 なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。 ・監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。 ・前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。	
重点調査 基準価格	有	低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。 重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	
失格基準価格	有	失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。 失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 ただし、スクラップ評価額が計上されている場合は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前金払	有		
部分払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。 ・配置予定技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。 ・低入札価格調査を経て契約する場合、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の対象案件となります。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和5年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。		

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

505061226

公 告 日	令和5年6月12日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和5年度営市交補第5号 (仮称) 安東地区コミュニティ施設整備に伴う旧安東幼稚園改修工事			
工 事 場 所	津市 納所町	地内		
工 事 概 要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、 塗装改修、躯体改修) 外構 ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から起算して185日間			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
	その他要件			
総合評価 落札方式 に関する 事 項	総合評価方式 の類型	工事成績重視型 (津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号)		
	評価項目、評価 の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり		
	総合評価点 の算出	加算方式： 総合評価点＝価格点（80点満点）＋価格以外の評価点（20点満点） 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア．入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合 $\text{価格点} = 80 \text{点} \times \text{失格基準価格} \div \{ \text{失格基準価格} + (\text{低入札価格調査基準価格} - \text{失格基準価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格調査基準価格}) \}$ イ．入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 $\text{価格点} = 80 \text{点} \times \text{失格基準価格} \div \{ \text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10 \}$		
	評価方法及び 落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとする。		
	【提出資料】 評価項目 算定資料	評価項目算定資料届出書		【第1号様式】
		施工実績評価資料(同種・同規模工事実績に関する資料)		【第5号様式】
		社会貢献に関する資料 (障がい者雇用状況報告書等の写し、労働安全衛生マネジメント認証(写))		【添付資料】
		市内本店業者施工率評価資料		【別紙様式】
		手持ち工事量評価資料		【別紙様式】
		配置予定技術者評価資料(配置予定技術者の工事施工実績に関する資料)		【第6号様式】
		配置予定技術者評価資料(加盟団体が発行した学習履歴証明書等の写し)		【添付資料】
配置予定技術者評価資料(配置予定技術者の保険証や資格証等の写し)		【添付資料】		
その他に関する資料(建設キャリアアップシステム評価資料)		【別紙様式】		
その他に関する資料 (建設キャリアアップシステムへの事業者登録完了を証明する資料)		【添付資料】		
価格以外の 評価点の公表 (審査結果)	令和5年7月4日 津市HP「入札・契約」にて公表			
審査結果照会	令和5年7月6日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。			

評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法		持参に限る
	提出期限		令和5年6月30日 午後5時 ※期限を過ぎての提出は受け付け致しません。
	提出先		調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」	
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月30日 まで	
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100	
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和5年6月21日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	令和5年6月26日 ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入札方法等	提出方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	令和5年6月30日 必着	
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時 及び場所	令和5年7月7日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予定価格	124,194,000 円（税抜き）		
低入札価格 調査基準価格	有	本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。 なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。 ・監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。 ・前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。	
重点調査 基準価格	有	低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。 重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	
失格基準価格	有	失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。 失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 ただし、スクラップ評価額が計上されている場合は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前金払	有		
部分払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。 ・配置予定技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。 ・低入札価格調査を経て契約する場合、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の対象案件となります。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和5年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。		

津市公告第 8 4 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 6 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定に係る道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号

2 指定の年月日

令和 5 年 6 月 9 日

3 指定道路の位置

津市安濃町東観音寺字北浦 5 9 9 番 6、6 2 1 番 1 及び赤道の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長

6 7 . 6 3 メートル

(2) 幅員

6 . 0 0 メートル

津市公告第 8 5 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和 5 年 6 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 5 年 6 月 9 日	津市久居中町	猫（雑種）	キジトラ短	不明	小	9 1 日未満	

2 収容期間 令和 5 年 6 月 1 5 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 8 6 号

次のとおりボートレース津オフィシャルホームページ等リニューアル業務及び新ホームページ等運用管理業務の公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 5 年 6 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務の概要

(1) 件名

ボートレース津オフィシャルホームページ等リニューアル業務及び新ホームページ等運用管理業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書①」及び「仕様書②」のとおり

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額 182,671,000 円

ア ボートレース津オフィシャルホームページ等リニューアル業務
43,411,000 円

※ リリース運用テストの費用（1 か月分）を含む。

イ 新ホームページ等運用管理業務（予定）

139,260,000 円（@ 2,321,000 円×60 か月）（予定）

※ 上記は令和6年度から令和10年度まで実施

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、提案上限額には、上記1(3)の業務に係る全ての経費を含むものとし、履行期間全体に係る金額とします。いずれの業務についても上記提案上限額を超えてはなりません。提案上限額を超えた提案は無効とします。

(4) 履行期間

ア ボートレース津オフィシャルホームページ等リニューアル業務
契約締結日から令和6年3月31日まで

イ 新ホームページ等運用管理業務

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（60 か月）

※ その後の契約については、運用状況等を考慮し、継続の有無について事前に決定し連絡するものとします。

(5) 履行要件

「ボートレース津オフィシャルホームページ等リニューアル業務」及び「新ホームページ等運用管理業務」の調達を個別に発注します。

(6) 担当部署

津市ボートレース事業部事業推進課企画広報担当
〒514-0815 三重県津市藤方637番地

電話 : 0 5 9 - 2 2 4 - 5 1 0 6
F A X : 0 5 9 - 2 2 4 - 9 9 4 4
E - m a i l : 224-5106@city.tsu.lg.jp

2 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ (<https://www.info.city.tsu.mie.jp/>) からダウンロードすることができます。

また、令和5年7月6日（木）まで、担当部署（津市ボートレース事業部事業推進課企画広報担当）でも配布します。配布時間は、9時から17時までとしますが、期間中のボートレース津のレース開催日に限ります。

3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施の公告（実施要領の公表）	令和5年6月14日（水）
質問書提出期間	令和5年6月14日（水）から 令和5年6月23日（金）12時00分まで
質問回答	令和5年6月27日（火）
参加申込書、参加資格書類及び企画提案書の提出期間	令和5年6月14日（水）から 令和5年7月7日（金）12時00分まで
参加資格審査結果通知書の通知	令和5年7月10日（月）
審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和5年7月18日（火）
審査結果通知	令和5年7月20日（木）
契約締結予定日	令和5年7月31日（月）

4 参加資格

以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であることとします。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

(2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(4) 本公告日から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(5) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64

条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (8) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (9) 公営競技のホームページシステムの導入及び1年以上の運用管理実績を有していること。

5 審査の方法等

審査については、津市ボートレース津オフィシャルホームページ等リニューアル業務及び新ホームページ等運用管理業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行います。企画提案書とその内容を説明するプレゼンテーションを受け、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者又は候補者（以下「最優先候補者等」という。）として選考します。ただし、総合計得点が最も高い最上位者においても合計点の6割を満たない場合は候補者とししないものとします。

(1) 審査

価格評価、提案の適格性を審査する企画提案書とその内容を説明するプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行います。評価に係る点数を合計し、その総合計点数の最上位者を当該業務の履行に最も適した候補者として決定するものとします。

また金額も同額であった場合は審査委員全員で無記名投票を行い、最も多く得票したものを最優先候補者としします。

なお、得票についても同数であった場合は審査委員長が最優先候補者を選定します。

(2) 最優先候補者等

審査委員会にて選考された最優先候補者等は、津市と仕様、価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となります。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととします。

(3) 契約締結

受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施します。契約手続は、津市契約規則に定めるところによるものとします。

6 その他

本プロポーザルに関する詳細は「ボートレース津オフィシャルホームページ等リニューアル業務及び新ホームページ等運用管理業務プロポーザル方式実施要領」によるものとします。

【問い合わせ先】

津市ボートレース事業部事業推進課

企画広報担当

電話 : 059-224-5106

FAX : 059-224-9944

E-mail : 224-5106@city.tsu.lg.jp

津市上下水道事業公告第 16 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 5 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和5年度水工第11号
白山町八対野地内配水管布設工事
- (2) 工事場所 津市白山町八対野地内
- (3) 工事概要 配水管布設工 DIPφ250mm 755.2m
配水管布設工 DIPφ200mm 87.5m
配水管布設工 DIPφ150mm 0.4m
配水管布設工 DIPφ100mm 201.7m
配水管布設工 DIPφ75mm 159.3m
配水管布設工 PPφ50mm 90.2m
仕切弁設置工 φ250mm～φ50mm 33箇所
消火栓設置工 単口地下式 3箇所
不断水仕切弁設置工 φ250mm～φ75mm 6箇所
舗装本復旧工 5,310m²
- (4) 工期 契約締結日から令和6年2月16日まで
- (5) 予定価格 184,490,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始

の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 土木一式（配水管工事）に係る格付区分がA1の者
- (9) 本工事に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できること。（上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいいます。）
- (11) 上記(9)及び(10)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和5年6月5日（月）から同月16日（金）まで
- (2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 令和5年6月5日（月）から同月16日（金）
午後5時まで

イ 提出場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

- (2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 耐震継手講習会等（口径450mm以下）修了証等の写し

カ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

キ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

ク 施工計画書

ケ 宣誓書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、令和5年6月26日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和5年6月5日（月）から同年7月7日（金）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市ホームページ「入札・契約」

- (2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市一志町井関96-1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

- (1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和５年６月９日（金）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和５年６月１４日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和５年６月２０日（火）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和５年６月２７日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和５年７月７日（金）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。

ただし、津中央郵便局が、令和５年７月７日（金）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月８日（土）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒５１４－８７９９ 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道管理局 上下水道管理課宛

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年7月11日（火）午前9時00分から
- (2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
- なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。
- 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和5年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

津市上下水道事業公告第 17 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 5 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和5年度下工公補第9号
津北部第15-1処理分区及び津北部第16処理分区公共下水道工事
- (2) 工事場所 津市観音寺町ほか2町地内
- (3) 工事概要 管布設工（管径100～150mm） 1,601m
組立マンホール工 20箇所
小型マンホール工 52箇所
ます設置工 126箇所
- (4) 工期 契約締結日から令和6年2月26日まで
- (5) 予定価格 190,877,000（税抜き）

2 入札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条（基本理念）にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成20年12月22日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」といいます。）に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とします。

ア 総合評価方式の類型

工事成績重視型（総合評価落札方式試行要領第3条第2号）

イ 評価項目、評価の内容、配点

別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

ウ 総合評価点の算出

加算方式：総合評価点＝価格点（80点満点）＋価格以外の評価点（20点満点）

価格点の算出方法は以下のとおりとします。

(ア) 入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝80点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（低入札価格調査基準価格－失格基準価格）／10＋（入札価格－低入札価格調査基準価格）}

(イ) 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝80点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（入札価格－失格基準価格）／10}

エ 評価方法及び落札者決定方法

入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出します。総合評価点が最も高い者を落札者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとします。

ただし、総合評価点が最も高い者が行った入札が、調査基準価格を下回った入札であった場合は、落札者の決定を保留し、(2)低入札価格調査を実施するものとします。

オ 評価項目算定資料の提出

入札参加者は、評価項目算定資料を次のとおり提出し、以下の書類が揃っているか、作成に関する要件を満たしているか等の確認を受けなければなりません。

- (ア) 提出期間 資格審査結果通知書受領の日から令和5年7月7日（金）午後5時まで
- (イ) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
- (ウ) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (エ) 提出書類 提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。また、b及びfの資料において、官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含みます。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とします。
 - a 評価項目算定資料届出書【第1号様式】
 - b 施工実績評価資料（同種・同規模工事施工実績に関する資料）【第5号様式】、コリンズ登録等の写し
 - c 社会貢献に関する資料（障がい者雇用状況報告書等の写し、労働安全衛生マネジメント認証等の写し）【添付資料】
 - d 市内本店業者施工率評価資料【別紙様式】
 - e 手持ち工事量評価資料【別紙様式】、コリンズ登録等の写し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - f 配置予定技術者評価資料（配置予定技術者の同種・同規模工事施工実績に関する資料）【第6号様式】、コリンズ登録等の写し、

配置予定技術者の資格証の写し、配置予定技術者との雇用関係が確認できる書類、ＣＰＤについて加盟団体が発行した学習履歴証明書等の写し

g 建設キャリアアップシステム評価資料【別紙様式】、事業者ＩＤの写し等

カ 価格以外の評価点の公表（審査結果）

令和５年７月１２日（水）に津市ホームページ「入札・契約」にて公表

キ 審査結果照会

令和５年７月１４日（金）までに自らの審査結果について書面により照会することができます。照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとします。

(2) 低入札価格調査

本工事は、津市低入札価格調査試行要領（平成２０年１２月２２日施行。以下「低入札価格調査試行要領」といいます。）で規定する低入札価格調査の対象工事とします。

上記２(1)エただし書きにおいて、落札者の決定を保留した場合、総合評価点が最も高い者を最低価格入札者とし、その者について低入札価格調査試行要領に規定する低入札価格調査を実施します。なお、あらかじめ低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施しません（この場合、最低価格入札者の入札は辞退となり落札者とはなりません）。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号。以下「規則」といいます。）第１２条第１項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とします。

低入札価格調査は、低入札価格調査試行要領第７条第２項及び第３項に基づき実施するものとします。

低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力することとします。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札者とします。この場合において、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者であった場合には、当該次順位者を最低価格入札者として改めて低入札価格調査を行うものとします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用します。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1名追加して工事現場に配置すること。

イ 契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。

ウ 前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。

(3) 重点調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

(4) 失格基準価格

失格基準価格未満の金額の入札は失格とします。

失格基準価格は、低入札価格調査試行要領別表第1の算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

(5) 積算内訳書の判断基準

入札価格調査試行要領第7条第2項に規定する積算内訳書の判断基準は、入札時に提出された積算内訳書において、低入札価格調査試行要領別表第2の算出方法により算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以上であることとします。

3 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「条件付一般競争入札実施要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者

(3) 条件付一般競争入札実施要領第4条第2項各号の一に該当しない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申

立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 土木一式に係る格付区分がＡ１の者
- (9) 本件工事に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第２６条第３項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は２とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が１以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

4 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和５年６月５日（月）から同月１６日（金）まで

- (2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市
ホームページ「入札・契約」からダウンロード

5 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 令和5年6月5日（月）から同月16日（金）
午後5時まで

イ 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

- (2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

ク 宣誓書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、令和5年6月26日（月）までに文書で通知します。

6 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和5年6月5日（月）から同年7月7日（金）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市
ホームページ「入札・契約」

- (2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市一志町井関96-1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

7 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和5年6月9日（金）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和5年6月14日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和5年6月20日（火）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和5年6月27日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

8 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和5年7月7日（金）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和5年7月7日（金）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月8日（土）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道管理局 上下水道管理課宛

9 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年7月18日（火）午前9時から
- (2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

10 入札保証金

入札保証金は免除します。

11 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上（低入札価格調査対象者と契約する場合は契約金額の100分の30以上）の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

12 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。

- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所には封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (7) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成 18 年 1 月 1 日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (8) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (9) 本件工事は津市公契約条例（平成 29 年津市条例第 22 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和 5 年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村 5 番地 津市上下水道庁舎 2 階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

津市上下水道事業公告第 18 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 6 月 5 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年6月5日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和5年度下工公補第7号 津北部第13処理分区公共下水道工事				
工事場所	津市 羽所町及び栄町二丁目 地内				
工事概要	管布設工(管径150mm) 588m 組立マンホール工 6箇所 小型マンホール工 10箇所 ます設置工 32箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年1月29日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件					
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年6月14日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和5年6月21日 ホームページにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和5年6月26日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和5年6月29日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	76,219,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年6月5日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和5年度下工公補第8号 津北部第14処理分区公共下水道工事（その2）				
工事場所	津市 大谷町		地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 649m 組立マンホール工 9箇所 小型マンホール工 21箇所 ます設置工 60箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年1月22日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件					
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年6月14日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	令和5年6月21日 ホームページにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和5年6月26日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和5年6月29日 午前9時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	64,960,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年6月5日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和5年度水工第10号 稲葉町及び久居一色町地内配水管布設工事に伴う舗装復旧工事				
工事場所	津市 稲葉町及び久居一色町		地内		
工事概要	表層 626m2				
工 期	契約締結の日から 令和5年9月22日 まで				
発注業種	舗装				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾛｯｸ】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A	
		【ﾌﾛｯｸ】久居	【地区】白山	【格付】C	
		【ﾌﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年6月14日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	令和5年6月21日 ホームページにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階） F A X 059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和5年6月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和5年6月29日 午前9時40分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	開札後に公表(ただし、落札候補者がいない場合を除く)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・本件は予定価格を事後公表（開札後に公表）する試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年6月5日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和5年度下工浄補第1号 庄田町地内市営浄化槽設置工事				
工事場所	津市 庄田町 地内				
工事概要	合併浄化槽設置 42人槽(ポンプ槽付) 1基 ※上記に係る機械設備工事 一式				
工 期	契約締結の日から 令和5年10月31日 まで				
発注業種	管				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件	特例浄化槽工事業者である者				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年6月14日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和5年6月21日 ホームページにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和5年6月26日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和5年6月29日 午前10時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	7,275,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年6月5日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和5年度下工浄補第2号 白山町南家城地内市営浄化槽設置工事			
工事場所	津市 白山町南家城 地内			
工事概要	合併浄化槽設置 10人槽(ポンプ槽付) 1基 ※上記に係る機械設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 令和5年9月11日 まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C・B・A
		【フロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】C・B・A
		【フロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】C・B・A
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	特例浄化槽工事業者である者			
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和5年6月14日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和5年6月21日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年6月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時 及び場所	令和5年6月29日 午前10時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	2,375,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年6月5日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和5年度営水管第4号 津市上下水道庁舎給水車庫改修工事			
工事場所	津市 殿村	地内		
工事概要	改修 (防水改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和5年10月31日 まで			
発注業種	建築一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和5年6月14日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和5年6月21日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年6月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時 及び場所	令和5年6月29日 午前10時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	28,859,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年6月5日		工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和5年度水施第9号 久居一之坂配水池配水ポンプ更新工事				
工事場所	津市 榑原町 地内				
工事概要	配水ポンプ更新工事 一式 多段渦巻ポンプ(口径50mm×0. 315m3/min×52m×5. 5kW) 3台				
工 期	契約締結の日から 令和6年2月26日 まで				
発注業種	機械器具設置				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された上水道施設のポンプ(口径50mm以上)の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和3年10月1日～令和4年9月30日)			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年6月14日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	令和5年6月21日 ホームページにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階） F A X 059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和5年6月26日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和5年6月29日 午前10時40分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	11,292,000 円（税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年6月5日		工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和5年度水施第2－6号 高茶屋水源地1号及び3号電動仕切弁取替修繕				
工事場所	津市 新家町		地内		
工事概要	電動仕切弁取替修繕 一式 電動仕切弁(片ルーズフランジ付) 口径250mm×0.75kW(440V) 2台				
工 期	契約締結の日から 令和6年1月25日 まで				
発注業種	機械器具設置				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された上水道施設のポンプ(口径200mm以上)の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和3年10月1日～令和4年9月30日)				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から		令和5年6月26日	まで
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から		令和5年6月26日	まで
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年6月14日		午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	令和5年6月21日		ホームページにて回答	
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和5年6月26日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和5年6月29日 午前10時50分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	8,570,000 円（税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年6月5日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和5年度下施汚ポ公第2－1号 新町汚水中継ポンプ場ポンプ設備（4号汚水ポンプ）修繕				
工事場所	津市 南新町 地内				
工事概要	水中汚水ポンプ取替 一式 水中ポンプ 口径150mm 出力11kW 1台				
工 期	契約締結の日から 令和6年1月19日 まで				
発注業種	機械器具設置				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された口径100mm以上の汚水ポンプの製作、据付工事又は修繕。ただし、下請についても機械器具設置工事又は修繕に限る。			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）			
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和3年10月1日～令和4年9月30日)				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月26日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年6月14日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	令和5年6月21日 ホームページにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和5年6月26日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和5年6月29日 午前11時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	4,372,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年6月5日		工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和5年度水施第2－4号 河芸千里ヶ丘配水池ほか2配水池水位計取替修繕				
工事場所	津市 河芸町千里ヶ丘ほか2町		地内		
工事概要	水位計(差圧伝送器) 1台 測定範囲0～10m 信号出力DC4～20mA 水位計(投込み式) 2台 測定範囲0～10m 信号出力DC4～20mA				
工 期	契約締結の日から 令和5年12月15日 まで				
発注業種	電気				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】	【地区】		【格付】
		【フロック】	【地区】		【格付】
		【フロック】	【地区】		【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 電気工事で発注された上水道施設の計装設備（建築電気設備は除く）の製作、据付工事又は修繕で元請契約金額又は一次下請金額が400万円以上。ただし、下請についても電気工事又は修繕に限る。			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和3年10月1日～令和4年9月30日)				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年6月26日		まで	
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年6月26日		まで	
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年6月14日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和5年6月21日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和5年6月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便欄津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和5年6月29日 午前11時10分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	4,525,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

津市選挙管理委員会告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和5年津市選挙管理委員会告示第59号は廃止する。

令和5年6月1日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 4, 490人 |
| 2 | 6分の1の数 | 37, 416人 |
| 3 | 3分の1の数 | 74, 832人 |

津市選挙管理委員会告示第93号

令和5年4月23日執行の津市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、その要旨を別紙のとおり公表する。

令和5年6月1日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 津市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

18,600,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石川 剛	所属党派	無所属	期 間	4月14日から 5月 8日まで	第1回分
出納責任者氏名	石川 剛					

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			
			人件費	0	
			家屋費	0	
			選挙事務所費	0	
			集会会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	0	
			広告費	0	
			文具費	5,985	
			食糧費	0	
			宿泊費	0	
			雑 費	0	
その他の寄付	件				
その他の収入		1,000,000			
今 回 計		1,000,000	今 回 計	5,985	
前 回 計		0	前 回 計	0	
総 計		1,000,000	総 計	5,985	

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 8 日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 津市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

18,600,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	前葉 泰幸	所属党派	無所属	期 間 11月30日から 4月27日まで 第1回分
出納責任者氏名	井熊 信行			

収 入			支 出	
主たる寄付				円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)	人件費	450,000
自由民主党三重県第一選挙区支部	政治団体	100,000 円	家屋費	263,908
別府 亮一	会社役員	200,000	選挙事務所費	4,670
			集会会場費	259,238
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	836,400
			広告費	297,990
			文具費	3,529
			食糧費	181,679
			宿泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	7 件	54,670		
その他の収入		2,500,000		
今 回 計		2,854,670	今 回 計	2,033,506
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,854,670	総 計	2,033,506

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	115,200 円
	ポスターの作成	502,860 円
	計	618,060 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 8 日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 津市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

18,600,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	前葉 泰幸	所属党派	無所属	期 間	5月10日から 5月11日まで	第2回分
出納責任者氏名	井熊 信行					

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
			人件費	0
			家屋費	81,589
			選挙事務所費	81,589
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	41,800
			文具費	0
			食糧費	0
			宿泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	123,389
前 回 計		2,854,670	前 回 計	2,033,506
総 計		2,854,670	総 計	2,156,895

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	115,200 円
	ポスターの作成	502,860 円
	計	618,060 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 1 2 日	第 2 回 報 告 分
-----------------	-------------------	-------------

津市選挙管理委員会告示第94号

令和5年4月23日執行の津市議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、その要旨を別紙のとおり公表する。

令和5年6月1日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 津市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 511, 800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	青木 秀晃	所属党派	自由民主党	期 間 4月16日から 5月 1日まで 第1回分
出納責任者氏名	青木 秀晃			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
辻本 将之	会社員	30,000 円	人件費	140,000
吉田 詩音	会社員	20,000	家屋費	0
大藪 敦也	無職	30,000	選挙事務所費	0
岡田 哲也	印刷業	10,250	集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	217,796
			広告費	365,420
			文具費	0
			食糧費	4,800
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	6 件	60,000		
その他の収入		383,420		
今 回 計		533,670	今 回 計	728,016
前 回 計			前 回 計	
総 計		533,670	総 計	728,016

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	17,160 円
	ポスターの作成	177,186 円
	計	194,346 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 2 日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 津市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 511, 800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鎌田 直明	所属党派	無所属	期 間	4月5日から 5月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	鎌田 直明					

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			
			人件費	0	
			家屋費	0	
			選挙事務所費		
			集合会場費		
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	317,900	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食糧費	0	
			宿泊費	0	
			雑 費	0	
その他の寄付	件	0			
その他の収入		0			
今 回 計		0	今 回 計	317,900	
前 回 計		0	前 回 計	0	
総 計		0	総 計	317,900	

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	317,900 円
	計	317,900 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 8 日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 津市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 511, 800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	滝 勝弘	所属党派	日本共産党	期 間 4月14日から 4月26日まで 第1回分
出納責任者氏名	矢田崎 賢一			

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)	人件費		
日本共産党中部地区委員会	政党	207,440 円			0
			家屋費		82,440
			選挙事務所費		82,440
			集会会場費		0
			通信費		400
			交通費		0
			印刷費		517,800
			広告費		66,000
			文具費		0
			食糧費		0
			宿泊費		0
			雑 費		0

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	3,000 円
	ポスターの作成	457,776 円
	計	460,776 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 1 日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 津市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,511,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	滝 勝弘	所属党派	日本共産党	期 間 5月 9日から 5月15日まで 第2回分
出納責任者氏名	矢田崎 賢一			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	6,671
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			宿泊費	0
			雑 費	2,359
その他の寄付	3 件	9,030		
その他の収入		0		
今 回 計		9,030	今 回 計	9,030
前 回 計		207,440	前 回 計	666,640
総 計		216,470	総 計	675,670

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	3,000 円
	ポスターの作成	457,776 円
	計	460,776 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 1 6 日	第 2 回 報 告 分
-----------------	-------------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 津市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,511,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田邊 哲司	所属党派	無所属	期 間	3月24日から 4月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	松下 友美					

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			
中川 美佐	無職	70,000 円	人件費		150,000
中川 博	会社社長	90,000	家屋費		0
正木 幸一	会社員	20,000	選挙事務所費		0
西野 泰久	会社員	20,000	集会会場費		0
			通信費		0
			交通費		0
			印刷費		628,800
			広告費		210,900
			文具費		0
			食糧費		0
			宿泊費		0
			雑 費		0
その他の寄付	2 件	20,000			
その他の収入		170,000			
今 回 計		390,000	今 回 計		989,700
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		390,000	総 計		989,700

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	28,800 円
	ポスターの作成	578,000 円
	計	606,800 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 8 日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 津市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 511, 800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山崎 倫敬	所属党派	無所属	期 間	4月11日から 4月27日まで	第1回分
出納責任者氏名	小竹 利枝子					

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			
			人件費	215,000	
			家屋費	0	
			選挙事務所費	0	
			集会会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	4,415	
			印刷費	765,020	
			広告費	26,515	
			文具費	6,020	
			食糧費	160,527	
			宿泊費	0	
			雑 費	10,308	
その他の寄付	1 件	10,000			
その他の収入		1,000,000			
今 回 計		1,010,000	今 回 計	1,187,805	
前 回 計		0	前 回 計	0	
総 計		1,010,000	総 計	1,187,805	

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,920 円
	ポスターの作成	589,560 円
	計	620,480 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 2 日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------------	-------------

津市選挙管理委員会告示第95号

令和5年5月12日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、その要旨を別紙のとおり公表する。

令和5年6月1日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	飯尾 雅敏	所属党派	無所属	期 間 5月7日から 5月12日まで 第1回分
出納責任者氏名	飯尾 雅敏			

取 入		支 出	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職 業）	（寄附額）	円
			人件費
			家屋費
			選挙事務所費
			集会会場費
			通信費
			交通費
			印刷費
			広告費
			文具費
			食糧費
			休泊費
			雑 費
その他の寄附 件			
その他の収入			
今 回 計		0	今 回 計 0
前 回 計			前 回 計
総 計		0	総 計 0

報 告 書 受 理 年 月 日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石井 裕章	所属党派	無所属	期 間 5月7日から 5月12日まで 第1回分
出納責任者氏名	石井 裕章			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		円
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集会会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			宿泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報 告 書 受 理 年 月 日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩本 明人	所属党派	無所属	期 間	5月7日から 5月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	岩本 明人					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		円
			家屋費		
			選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			宿泊費		
			雑 費		
その他の寄附	件				
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計		0

報 告 書 受 理 年 月 日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	奥田 恭久	所属党派	無所属	期 間 5月7日から 5月12日まで 第1回分
出納責任者氏名	奥田 恭久			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		円
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集会会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			宿泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報 告 書 受 理 年 月 日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	齋藤 宗和	所属党派	無所属	期 間 5月7日から 5月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	齋藤 宗和				

収 入			支 出		
主たる寄附					円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		
			家屋費		
			選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			宿泊費		
			雑 費		
その他の寄附	件				
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計		0

報 告 書 受 理 年 月 日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 正則	所属党派	無所属	期 間	5月7日から 5月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	鈴木 正則					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		円
			家屋費		
			選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			宿泊費		
			雑 費		
その他の寄附	件				
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計		0

報 告 書 受 理 年 月 日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	豊田 仁志	所属党派	無所属	期 間	5月7日から 5月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	豊田 仁志					

収 入			支 出		
主たる寄附					円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		
			家屋費		
			選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			宿泊費		
			雑 費		
その他の寄附	件				
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計		0

報 告 書 受 理 年 月 日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西本 健郎	所属党派	無所属	期 間 5月7日から 5月12日まで 第1回分
出納責任者氏名	西本 健郎			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		円
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集会会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			宿泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報 告 書 受 理 年 月 日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	平田 佳一	所属党派	無所属	期 間	5月7日から 5月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	平田 佳一					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		円
			家屋費		
			選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			宿泊費		
			雑 費		
その他の寄附	件				
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計		0

報告書受理年月日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	前川 智彦	所属党派	無所属	期 間 5月7日から 5月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	前川 智彦				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		円
			家屋費		
			選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			宿泊費		
			雑 費		
その他の寄附	件				
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計		0
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計		0

報 告 書 受 理 年 月 日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年5月12日執行 津市波瀬財産区議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,024,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松室 晃	所属党派	無所属	期 間 5月7日から 5月12日まで 第1回分
出納責任者氏名	松室 晃			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		円
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集会会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			宿泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報 告 書 受 理 年 月 日	令和5年5月17日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

津市選挙管理委員会告示第 96 号

津市選挙投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市選挙投票区（平成 18 年津市選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

表久居の部第 81 投票区の項中「善応寺団地」の次に「、マロン庄田」を加える。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用する。

津市監査委員告示第3号

市長等が監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年6月2日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	岩	脇	圭	一

別紙のとおり

1 平成30年11月26日付け監査委員告示第6号公表分

商工観光部

観光振興課（青山高原保健休養地管理株式会社）

監査の結果 （措置が講じられた部分に限る。以下同じ。）	青山高原保健休養地の建物及び土地所有者から徴収している管理費及び環境整備負担金について、徴収が見込まれるものについてのみ計上されており、徴収が困難なものについては収入として計上していなかった。このように徴収が困難であるものを当初から計上しない経理方法は、徴収すべき管理費及び環境整備負担金の総額が認識できないばかりでなく、出資団体の経営成績や財務状況を正しく把握できないことが懸念されることから、所管部局においては、当該経理方法の見直しについて検討するよう指導されたい。
措置の内容	青山高原保健休養地管理株式会社に対し、徴収すべき管理費及び環境整備負担金の総額を財務諸表に記載するよう指導を行った。 同社から、令和4年度決算から徴収すべき管理費について、徴収が困難なものも含め、総額が財務諸表において表記されることとなった。 なお、環境整備負担金については、令和元年度から趣旨に賛同する協力金（任意）となっている。

2 令和2年2月20日付け監査委員告示第1号公表分

上下水道管理局

営業課（下水道局下水道総務課（当時））

監査の結果	未収金対策について 下水道事業受益者負担金及び分担金の未収金については、強制徴収公債権であるにもかかわらず滞納処分をした事例はなく、漫然と消滅時効の完成による不納欠損処分を行っている。 収入を確保し使用者間の公平性を確保する観点から、特に資力がありながら未納となっている滞納者には、法令に基づいて厳正に対処し、実効性のある未収金対
--------------	--

	策に取り組まれない。
措置の内容	下水道事業受益者負担金（分担金）については、特別滞納整理推進室の助言を受け、年金や生命保険などの債権差押を4件、競売事件への交付要求を2件執行した。 また、納付資力のない滞納者について、4件の執行停止を行った。

3 令和3年2月19日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 健康福祉部

ア 子育て推進課

監査の結果	適正な債権管理について 保育所利用者負担金等について、当該負担金等の延滞があった場合において、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に定める督促手数料及び同条例第5条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。 また、延滞金について、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同条第4項の規定による手続が必要となることから、適正な事務処理を行われたい。
措置の内容	保育所利用者負担金等の督促手数料及び延滞金については、関係各課と連携し、適正な事務処理に向けて検討を進めてきたが、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部が改正され、令和5年4月1日付けで施行された。これにより、督促手数料は廃止され、延滞金については税に準じた算定方法に改正されたことから、保育所利用者負担金等についても、督促手数料を徴収せず、延滞金は上記改正後の条例に基づいた徴収をするなど、適正な事務処理を進める。 また、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱が制定されたことにより、減免の必要があると認められる場合には、当該要綱を適用し、適正な事務処理を進めてい

	く。
--	----

イ こども支援課

監査の結果	適正な債権管理について 不正受給による児童扶養手当過年度返還金について、児童扶養手当法第23条第2項及び津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に定める督促手数料並びに同条例第5条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。 また、児童手当過年度返還金等他の債権についても、同様に督促手数料及び延滞金を徴収していないものがあることから、これを徴収されたい。
措置の内容	児童扶養手当過年度返還金等の督促手数料及び延滞金については、関係各課と連携し、適正な事務処理に向けて検討を進めてきたが、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部が改正され、令和5年4月1日付けで施行された。これにより、督促手数料は廃止され、延滞金については税に準じた算定方法に改正されたことから、児童扶養手当過年度返還金等についても、督促手数料を徴収せず、延滞金は上記改正後の条例に基づいた徴収をするなど、適正な事務処理を進める。 また、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱が制定されたことにより、減免の必要があると認められる場合には、当該要綱を適用し、適正な事務処理を進めていく。

(2) 商工観光部

商業振興労政課

監査の結果	不適正な補助金審査について 商業振興（商店街等新規創業支援）事業補助金について、当該補助金の交付に当たり、津市商工業振興等関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、商店街等新規創業支援事業に係る取扱要領（以下「取扱要
-------	---

	領」という。）、令和２年度商店街等新規創業支援事業補助金募集要項（以下「募集要項」という。）及び令和２年度商店街等新規創業支援事業補助金本審査票（以下「本審査票」という。）を定め、これらに基づき交付事務を行っている。 取扱要領については、令和２年７月２７日に改正したにもかかわらず、同月３１日付け津市大門商店街商業協同組合からの応募に対し、募集要項及び本審査票を改正せず、改正前の規定により募集及び審査を行い、補助金を交付していた。 また、取扱要領第１０条第４号アにおいて提出しなければならないと規定されている印鑑登録証明書は提出されていなかった。 加えて、取扱要領第１４条第４号において補助金交付決定通知を受けたものが提出しなければならないと規定されている空き家・空き店舗等の写真（施工後）は提出されておらず、商業振興労政課職員が撮影した写真が添付されていた。 なお、提出された改装前の写真では、適正に改装の確認ができないことや、昼間の営業の実態について、事業者に売上伝票、食材仕入れのレシート等を求めたが提出されず、従業員の勤務状況書類も勤務時間までは確認できなかった。 今後、当該補助金の執行については、必要に応じて改装前後の現地調査や営業状況を確認するなど、確認方法を見直し、適正な補助金執行を徹底されたい。
措置の内容	補助金制度の見直しを行い、商業振興（商店街等新規創業支援）事業補助金については廃止し、令和４年度より、新たに津市商店街等新店舗誘致奨励金の制定を行った。 この見直しにより、従来の開店時の改装費に係る一時金が無くなり、合わせて新規の賃貸物件の家賃に係

	る３年間にわたる補助については既に令和元年度で終えていることから、今後は、事業者の出店又は営業に要する経費（設備修繕費、看板製作費、広告宣伝費、備品購入費、消耗品購入費、通信運搬費、人件費（出店時等に雇用する臨時的なアルバイトに支払うものに限る。）、原材料費その他市長が適当と認める経費）を補助対象とするものとした。 当該補助制度執行に当たっては、令和４年４月１日付けで施行された津市補助金審査事務規程に基づき、審査事務手続をすすめ、公正公平な事務執行を行っている。
--	---

(3) 美里総合支所
地域振興課

監査の結果	適正な債権管理について 長谷山ハイツ汚水処理施設使用料について、当該使用料の延滞があった場合において、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第４条に定める督促手数料及び同条例第５条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。 また、延滞金について、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同条第４項の規定による手続が必要となることから、適正な事務処理を行われたい。
措置の内容	長谷山ハイツ汚水処理施設使用料の督促手数料及び延滞金については、津市長谷山ハイツ汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、令和５年４月１日付けで施行した。これにより、督促手数料を廃止し、延滞金を「徴収することができる」とする規定を「徴収することとする」と改めた。 今後は、督促手数料を徴収せず、延滞金については上記改正後の条例に基づいた徴収をするなど、適正な事務処理を進める。

	また、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱が制定されたことにより、減免の必要があると認められる場合には、当該要綱を適用し、適正な事務処理を進めていく。
--	--

(4) 上下水道管理局
営業課

監査の結果	再開栓手数料の徴収方法について 再開栓手数料の徴収は、津市水道事業給水条例第32条第1項第5号の規定に基づき、申込者から申込みがあった際に徴収することとなっているが、これを怠り、令和2年8月31日現在で、275件24万7,500円の未収金を確認された。 これらの回収に努めるとともに、手数料を徴収後に再開栓するよう徹底されたい。
措置の内容	再開栓の受付は、市民サービスの観点から、電話、FAX及びメールでの受付でも可としているため、申込時での納付が困難であることから、津市水道事業給水条例第32条を改正し、再開栓した日の属する月に係る料金を徴収する際に再開栓の手数料を徴収することとした。 なお、未収金については、回収に努めた結果、令和5年2月28日現在で161件14万4,900円となっている。

4 令和3年8月27日付け監査委員告示第10号公表分

健康福祉部

子育て推進課（早出遅出パート賃金補助金）

監査の結果	交付申請に必要な書類に係る関係法令等の条文整理について 本補助金は、津市社会福祉法人の助成に関する条例を根拠法令としており、助成を受けようとするときは、同条例第3条第1号から第5号までの規定による書類を申請書に添えて提出しなければならないこととされ
-------	--

	ている。しかしながら、これらの添付書類は、本補助金には必要ないものとして提出は求めず、補助金交付を行っていたため、本補助金交付事務の実情に即するよう、交付申請に必要な添付書類に係る関係法令等の条文整理をされたい。
措置の内容	令和４年度以降は、早出遅出パート賃金補助金を始めとして社会福祉法人に補助金を交付する場合においては、津市社会福祉法人の助成に関する条例の規定による書類の提出を求めている。

５ 令和４年８月２６日付け監査委員告示第８号公表分

(1) 芸濃総合支所

ア 地域振興課（津市錫杖湖水荘）

監査の結果	(ア) 不適正な減免手続について 当該施設では、利用促進の取組の一環として、令和３年２月１日付けの総合支所長決裁により、１泊以上で１０名以上の団体に対し、使用料の２分の１を減額することとしている。 しかしながら、当該利用促進策を周知するチラシには、決裁と異なり設備器具の使用料が無料と記載されており、これに基づき１団体に対して、減免申請の手続なしに使用料を全額免除していた。 これらのことは、減免の決定が権利（債権）の放棄という重要な意思決定であることを職員が十分に認識することなく、安易に事務処理を行っていたと言わざるを得ない。 今後は、関係法令を遵守した適正な減免手続が行われるよう徹底されたい。
措置の内容	津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びに当該施設に係る減免基準を遵守し、適正な事務処理を徹底している。

監査の結果	(イ) 不適正な公金の取扱いについて
-------	--------------------

	当該施設では減免基準により、1泊以上で10名以上の団体については、使用料の2分の1が減額されている。 しかしながら、基準を満たす団体から減免申請があったにもかかわらず、使用料の一部を減額することなく正規の料金を徴収していたものがあったことから、本監査中に戻出処理を行うに至った。 当該団体のものを含め、減免を決定した全ての決裁に、減免金額の記入がなかったことから、チェック体制が機能していなかったことは明らかである。 今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、設置条例及び施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底されたい。
措置の内容	津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びに当該施設に係る減免基準を遵守し、適正な事務処理を徹底している。

イ 地域振興課（津市芸濃総合文化センター）

監査の結果	利用者間の公平性の確保について 津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則第4条第1項第1号において、市民ホールの使用許可申請期間は「使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から10日前まで」と定められている。 しかしながら、令和3年3月4日に1団体から、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの毎週、合計51日分をまとめた使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出され、一括して使用許可及び免除決定していたものがあり、その金額は合計76万6,930円となっていた。 また、当該団体は、地域住民による地域文化の振興に寄与する活動団体ではあるが、同施設の減免基準に
-------	--

	において、使用料の減免対象となる団体として明示されている社会教育関係団体、社会体育関係団体、文化関係団体のいずれの団体でもなかった。 正規の使用許可申請期間の前に一括で使用を許可することは、利用者間の利用機会の公平性を損ねるものであり、減免基準に該当しない団体の使用料を免除することは、施設の維持管理費の一部を受益者が負担する原則に反するものである。 ところが、減免を決定した決裁には、どのような理由によりこれを認めたのか記入されておらず、説明責任を十分に果たしているとは言えない。 減免基準に該当しない団体を減免しようとする場合には、特定団体を優遇しているとの疑念を招かないよう、理由を明確に示したうえで市長決裁を得るとともに、利用者間の公平性を確保するために施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。
措置の内容	津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則に基づいた使用許可手続を徹底するとともに、減免基準に基づく適正な事務処理を徹底している。

(2) 一志総合支所

ア 地域振興課（津市波瀬ふれあい会館）

監査の結果	コンプライアンスの徹底について 施行規則第5条において、使用許可申請に対し、使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式）を交付するものと定められている。 しかしながら、所定の様式ではなく、提出された使用許可申請書原本を修正テープで加工し、その写しを使用許可書として交付していた。 また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。
-------	--

	使用許可及び免除決定に際しては、施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用許可及び免除決定に際しては、津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底している。

イ 地域振興課（津市コミュニティプラザ川合）

監査の結果	コンプライアンスの徹底について 施行規則第5条において、使用許可申請に対し、使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式）を交付するものと定められている。 しかしながら、所定の様式ではなく、提出された使用許可申請書の写しを使用許可書として交付していた。 また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。 使用許可及び免除決定に際しては、施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用許可及び免除決定に際しては、津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底している。

(3) 香良洲総合支所

地域振興課（津市サンデルタ香良洲）

監査の結果	使用料免除に係る決裁の徹底について 使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。
-------	--

	使用料及び免除の金額は算定されていたものの、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。 使用料を免除することは、権利（債権）を放棄する重要な意思決定であることから、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び使用料の免除決定に係る専決権者による決裁を徹底している。

(4) 商工観光部

商業振興労政課（津市まん中広場）

監査の結果	使用料免除に係る決裁の徹底について 使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。 しかしながら、全ての使用料減免申請書下段の減免額算定欄が記入されていない上、免除決定に係る決裁もなされていなかった。 また、51件の使用料減免申請書のうち、12件に減免理由が記入されていなかった。 免除となっているのは、全て商工観光部内事業によるものではあるが、減免理由が記載されているか確認を徹底するとともに、使用料減免申請書の減免額算定欄を記入し、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用料減免申請書の受付の際には、減免理由が記載されているかの確認を徹底するとともに、使用料減免申請書の減免額算定欄を記入し、専決権者による決裁を徹底している。

(5) 久居総合支所

地域振興課（津市榊原農民研修所）

監査の結果	ア 使用料免除に係る決裁の徹底について 使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。 使用料及び免除の金額は算定されていたものの、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。 使用料を免除することは、権利（債権）を放棄する重要な意思決定であることから、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び使用料の免除決定に係る専決権者による決裁を徹底している。

監査の結果	イ 利用者間の公平性の確保について 施行規則第４条において、使用許可申請期間は「使用しようとする日の３月前の日から当日までの間」と定められている。 しかしながら、年度当初に、１年分の使用日時一覧表を添付した申請書を提出した２団体に対して、まとめて使用許可及び免除決定をしていた。 正規の使用許可申請期間の前に使用許可及び免除決定をすることは、利用者間の利用機会の公平性を損ねるものであることから、施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。
措置の内容	津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例施行規則に定められた使用許可申請期間を遵守し、適正な事務処理を徹底している。

(6) 一志総合支所

地域振興課（津市一志農村環境改善センター）

監査の結果	使用料免除に係る決裁の徹底について 使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。 しかしながら、使用許可申請書下段の使用料算定欄を記入する代わりに、免除したものについて「使用料減免」というゴム印が押されていた。 また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請について、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。 使用許可及び免除決定に際しては、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用許可及び免除決定に際しては、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入するとともに、専決権者による決裁を徹底している。

(7) 白山総合支所

地域振興課（津市白山農民研修所）

監査の結果	不適正な公金の取扱いについて 当該施設の使用料については、設置条例別表（第7条関係）備考において、冷暖房を使用する場合、施設の使用料に10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額を使用許可の際に徴収するものとされている。 ある団体が令和3年9月に当該施設の冷暖房使用を含む使用許可及び減額決定を得ていたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令により当該施設が休止となったため、本来であれば、使用料還付申請書の提出を受けて既納の使用料の全額を還付すべきところ、次回の使用許可申請時の使用料に充てていた。
-------	---

	ところが、使用料を充てていた使用日は、冷暖房費が加算されない１０月であったため、９月使用分として加算していた冷暖房費相当額が過徴収のままとなっていた。加えて、冷暖房費が加算されない使用日の使用許可においても、誤って冷暖房費を加算した額で使用料を徴収しているものもあり、合計で４６５円を過徴収していたことから、本監査中に戻出処理を行うに至った。 今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、設置条例及び施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底されたい。
措置の内容	今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底していく。

6 令和５年２月１６日付け監査委員告示第１号公表分

(1) 政策財務部

財産管理課

監査の結果	津市公印規則の遵守について 津市公用バス運行業務委託に係る契約の締結については、津市事務専決規程に基づき、決裁区分が部次長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第３条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。 今後は、このようなことがないように、同規則を遵守されたい。
措置の内容	公印使用の際は、津市公印規則の遵守を徹底し、適切に対応するよう課内に周知し、再発防止に努めている。

(2) スポーツ文化振興部

文化振興課

監査の結果	財産台帳の適正な整備について 令和3年度において、津リージョンプラザ無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。 津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。
措置の内容	津市公有財産規則に基づき、津リージョンプラザ館内Wi-Fiシステムについて、工作物台帳に登録した。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。

(3) 健康福祉部

ア 子育て推進課

監査の結果	財産台帳の適正な整備について 令和3年度において、公立保育所及び認定こども園の無線ネットワーク等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。 津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。
-------	--

措置の内容	津市公有財産規則に基づき、無線ネットワーク（Wi-Fi）を配備した公立保育所及び認定こども園すべての工作物台帳に登録した。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。
-------	---

イ 高齢福祉課（河芸総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課）

監査の結果	補助金交付事務手続の見直しについて 津市老人クラブ重点活動事業補助金について、令和4年9月に三重県からの補助事業採択後、河芸総合支所市民福祉課及び美杉総合支所市民福祉課に指示をし、河芸地域内5地区、美杉地域内4地区の老人クラブに、同年4月1日付けで補助金交付申請書を提出するよう依頼文を送付させていた。その後、両総合支所市民福祉課は、同日付けの補助金交付申請書の提出を受け、同日付けの收受印を押印し、同日付けで交付決定していた。 高齢福祉課においても、津地域内9地区の老人クラブに対し、同様の日付を遡った事務手続をしていた。 公文書で日付を遡った申請書の提出を市民に対し依頼することはもとより、明らかに実際の押印日とは異なる日付で交付決定通知書に公印を使用しており、公文書取扱い上の観点から適正であるとは言えない。 本補助金に係る一連の事務の流れを整理し、実際の日付に即した適正な補助金交付事務となるよう、事務手続を見直されたい。
措置の内容	令和5年3月に、令和5年度の津市老人クラブ重点活動事業補助金について、当該補助金交付要綱に基づき、令和5年4月末日までに申請するよう、各老人クラブに対して通知を送付した。 今後は、このようなことがないよう実際の日付に即した適正な補助金交付事務を徹底していく。

ウ 障がい福祉課

監査の結果	津市公印規則の遵守について 視覚障害者自立歩行生活訓練事業業務委託に係る契約の締結については、津市事務専決規程に基づき、決裁区分が部次長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。 今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。
措置の内容	公印使用の際は、津市公印規則の遵守を徹底し、適切に対応するよう課内に周知し、再発防止に努めている。

エ 健康づくり課

監査の結果	(ア) 保健センター使用料の使用許可前徴収について 白山保健センターにおける保健指導室（多目的ホール）の使用許可申請に対し、使用希望日時に加えて申請書欄外に先日付の予約日時を記入することで、先日付分の使用料も含めた使用料を一括で徴収し、後日、先日付分の使用許可申請書の提出を受け、使用料は徴収済として使用許可書を交付しているものがあった。 津市保健センターの設置及び管理に関する条例第7条において、使用許可を受けた者は、（中略）使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。」とされており、このような使用許可前の使用料徴収はできないものである。 今後は、同条例及び同条例施行規則を遵守した適正な使用料の徴収事務を徹底されたい。
措置の内容	関係各保健センター職員に対して、再度津市保健センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則における使用料の徴収事務に係る規定を周知徹底した。 今後は、このようなことがないよう事務処理上疑問

	点が生じた場合は、健康づくり課管理担当と協議を行うこととし、適正な使用料の徴収事務を徹底していく。
--	--

監査の結果	(イ) 津市事務専決規程の遵守について 医療関係法人への津市保健事業等交付金に係る２件の交付決定決裁について、いずれも交付決定額が１，０００万円以上であるため、津市事務専決規程第５条の規定に基づき、副市長決裁（１，０００万円以上）とすべきところ、担当理事決裁（３００万円以上１，０００万円未満）により交付決定していた。 今後は、このようなことがないよう、同規程を遵守されたい。
措置の内容	今後は、このようなことがないよう津市事務専決規程の遵守を徹底していく。

(4) 久居総合支所
地域振興課

監査の結果	ポルタふれあいセンター使用料の適正な徴収について 津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例において、冷暖房時の使用料については、施設使用料の２分の１の額を使用料に加算し、使用許可の際に納付することとされている。 しかしながら、使用許可申請の際に冷暖房費を適正に徴収しているものもあれば、後日、月まとめて冷暖房費のみを徴収しているものも見受けられた。 施設の使用を許可する際には、相手方に冷暖房の使用の有無を十分に確認し、同条例に基づく使用料の適正な徴収を徹底されたい。
措置の内容	特定の団体が使用する場合は、同団体と平成２３年１２月１５日付けで締結した覚書により、月まとめて徴収してきたが、津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例に基づき、使用料に加算

	して使用許可の際に徴収している。
--	------------------

(5) 河芸総合支所
市民福祉課

監査の結果	条例施行規則に基づく事務処理の徹底について 津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項第1号において、使用許可の申請期間は「使用しようとする日の属する月の3月前から前日まで」と定められている。 しかしながら、施設の設置目的に即した団体に対しては、前年度に年間通しての使用許可申請ができるようにしており、令和4年度においても、複数の団体の令和4年4月から令和5年3月までの使用許可申請及び使用料減免申請を受付し、一括して使用許可及び免除決定をしていた。 使用許可及び免除決定に際しては、同条例施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。
措置の内容	津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例施行規則に定められた使用許可申請期間を遵守し、適正な事務処理を徹底している。

(6) 芸濃総合支所
地域振興課

監査の結果	芸濃総合文化センターの適正な使用許可及び使用料の減免手続について 使用料が免除となる津市芸濃町文化協会の加入団体として使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出された団体について、未加入であるにもかかわらず、使用許可及び免除決定がなされていた。使用許可申請書の備考欄に同協会に加入との記載がされていたが、実際は関連団体が加入していたものであった。 真の申請者が誰であるかを十分に確認し、公正公平な使用許可及び使用料の減免手続を徹底されたい。
措置の内容	津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修

	室に関する規則に基づいた使用許可手続を徹底するとともに、減免基準に基づく適正な事務処理を徹底している。
--	---

(7) 安濃総合支所
地域振興課

監査の結果	財産台帳の適正な整備について 令和3年度において、サンヒルズ安濃無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。 津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。
措置の内容	津市公有財産規則に基づき、サンヒルズ安濃館内Wi-Fiシステムについて、工作物台帳に登録した。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。

(8) 白山総合支所
地域振興課

監査の結果	ア 財産台帳の適正な整備について 令和3年度において、白山総合文化センター無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。 津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装
-------	---

	置として工作物台帳に登録されるべきものである。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。
措置の内容	津市公有財産規則に基づき、白山総合文化センター館内 Wi-Fi システムについて、工作物台帳に登録した。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。

監査の結果	イ 行政財産貸付契約の見直し及び適正科目による収納について 白山体育館のジュース自動販売機については、平成12年11月20日に個人と設置に係る覚書を締結しており、設置の条件は「電気使用料として1台につき1ヶ月700円を町に納入すること。」とされている。 しかしながら、実際には行政財産使用料として年額756円、電気使用料として月額3,000円を収納していた。 行政財産使用許可の手続によらず、行政財産使用料として歳入していること、覚書にもよらない金額を請求していることは、適正な収納事務であるとは言えない。契約の在り方を見直すとともに、適正な科目により収納されたい。
措置の内容	覚書の相手方に対して、自動販売機の撤去を申し入れ、令和5年3月28日に撤去済であり、覚書による契約については合意解除を行った。